

## 農業次世代人材投資事業交付自己チェック表

農業次世代人材投資事業（経営開始型）とは、人・農地プランの地域の中心となる経営体に位置づけられた経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して資金が交付される制度です。

農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付対象となるためには、必要な要件や了承を頂く事項がありますので、交付要件等を確認し、ご検討下さい。

### 1. 交付要件等必須事項

番号	交付要件等	適否
(1)	独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満ですか。 (独立・自営就農とは(3)から(7)を満たすことを言います。)	
(2)	農業経営者となることについての強い意欲を有していますか。 青年等就農計画等から判断します。また、地域農業者の推薦状を添付することができます。	
(3)	農地の所有権又は利用権を自ら有していますか。 ただし、親族（三親等以内）から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を自らに移転することを確約しますか。	
(4)	主要な農業機械・施設を自ら所有又は借りていますか。	
(5)	生産物・生産資材を自らの名義で出荷・取引していますか。	
(6)	農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理していますか。	
(7)	農業経営に関する主宰権を有していますか。	
(8)	農業経営開始後5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業含む。）で生計が成り立ちますか。 農業経営開始後5年後までに上記の所得で200万円を超えることができる計画が立てられること。	
(9)	計画の達成が実現可能であると見込まれますか。 青年等就農計画を提出していただきます。その内容を神奈川県と市で確認した結果、内容を訂正して頂くことや不適と判断されることもあります。	
(10)	人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれますか。 地域農業の将来と問題について計画書「人・農地プラン」が更新される予定です。この計画書に中心的な経営体として位置づけられることが必要です。この計画書には氏名や年齢、経営農地の情報等が記載され、地域農業者や関係機関に公開されます。 また、結果次第では、中心的な経営体に位置づけられないこともあります。	
(11)	原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）による給付を受けておらず、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。 生活保護制度など生活費の確保を目的とした他の給付を受けていませんか。	

	給付の有無を確認させていただく場合があります。	
(12)	一農ネット（農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク）に加入していますか。	
(13)	平成25年4月以降に農業経営を開始していますか。 原則、経営資産の取得時期で確認してください。 「農業経営を開始」とは、自ら販売を行うなど、明らかに農業経営を行っている状態を指します。	
(14)	前年以前に農業経営を開始している場合、前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金は除く）が350万円未満ですか。	
(15)	交付後は、交付期間及び交付期間終了後の交付期間と同期間（最大で10年間）、半年に一度の報告書を提出して頂きます。	
(16)	交付期間中は、専属担当者（サポートチーム）と面談が、年4回あります。	
(17)	交付期間終了後に交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合は、資金を返還していただきます。	
(18)	予算が限られていますので、優先順位をつけさせて頂く場合があります。 資金を受けることができなかった場合は、その順位をお知らせします。	
(19)	横浜市暴力団排除条例に基づき、神奈川県警に暴力団の関係を照会させていただきます。	

## 2. 交付の停止条件

- ア. 上記(1)から(13)の要件を満たさなくなった場合。
- イ. 農業経営を中止した場合。
- ウ. 農業経営を休止した場合。
- エ. 上記(15)の報告を行わなかった場合。
- オ. 上記(15)の就農状況を現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市が判断した場合（例：青年等就農計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、市から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など。）
- カ. 農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記1の第11の3に定められた国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- キ. 横浜市農業次世代人材投資資金交付要綱第13条第5項の中間評価によりC評価相当と判断された場合。
- ク. 前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金は除く。）が350万円以上であった場合（その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができます。）

## 3. 資金の返還条件

- ア. 交付の停止条件のアからオに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。
- イ. 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。
- ウ. 上記(3)のただし書による交付期間中に農地の所有権の移転を行わなかった場合は資金の全額を返還する。

エ．交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第13条の中間評価によりC評価相当とされた者を除く。

#### 4. 提出書類

1の(1)から(19)を満たせる場合、次の書類が必要になります。

書類を揃えて頂き、平成30年8月31日までに農政事務所に相談・提出してください。

期限までに書類が整っていない場合は、ご相談を受けることができませんので、早めの準備をお願いします。

(1) 生年月日を証明できる資料（運転免許証の写しなど）

(2) 地域農業者の推薦状（任意）

(3) 農地基本台帳

※親族から貸借した農地が主である場合の追加書類：確約書 及び 当該農地を示す地図

(4) 農業機械・施設の売買・貸借の契約書 又は 領収証 又は 固定資産台帳等の写し

(5) 原則、直近1年間（1月から12月）の 本人名義の農産物出荷伝票 又は 資産資材の納品書 又は 請求書 又は 領収書

(6) 原則、直近1年間（1月から12月）の 本人の営農口座の通帳の写し 及び 売上げ等を管理する帳簿（※両方必須）

(7) なし

(8) 収支計画

(9) 青年等就農計画 及び 履歴書 及び 経営農地一覧 及び 所有・借受農業機械・施設一覧

(10) 人・農地プラン位置づけ希望の申出書 及び 個人情報の取扱い

(11) 他事業照会資料

(12) なし（面談時に、メルマガ「一農ネット便り」の受信画面等を、パソコンや携帯電話等の画面上又はプリントアウトしたもの等により確認します。）

(13) 農業経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

(14) 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

※「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

(15) なし

(16) なし

(17) 誓約書

(18) 農業次世代人材投資事業優先順位同意書

(19) なし（青年等就農計画が承認された後に同意を頂きます。）